

セーフティネット保証(経営安定関連保証) 5号の認定について

平成24年1月1日以降に申請する場合

◆平成24年1月1日から**指定業種が変更されました**

認定申請書には**細分類業種名をご記入ください**。
指定業種、細分類業種名については下記中小企業庁ホームページをご確認ください。
中小企業庁 HP http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

◆企業認定基準

以下の(イ)~(ハ)、いずれかの要件に当てはまる方が対象となります(平成25年3月31日まで)

- (イ) 指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の割合を上回っていること。
- (ハ) 指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、円高の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した理由書の添付が必要)
※最近2か月間の実績と、その後1か月を含む3か月間の見込で認定申請を行うことも可能。

○細分類業種ベースでの申請に伴い、認定申請書の種類が増えました。

ご利用いただく申請書は下記のとおりです。

認定申請者の類型		申請する売上高等	認定申請書の種類
単一事業者(1つの細分類業種に属する事業のみを行っていることが確認できる場合)		企業全体	様式第5-(イ)-①
兼業者	全て指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる場合	企業全体 (兼業者要件 1)	// (ロ)-① // (ハ)-①
	どの業種が主たる業種であるか確認でき、かつ当該主たる事業が指定業種であることを確認できる場合	主たる業種 及び 企業全体 (兼業者要件 2)	様式第5-(イ)-② // (ロ)-② // (ハ)-②
	1以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる場合	指定業種 及び 企業全体 (兼業者要件 3)	様式第5-(イ)-③ // (ロ)-③ // (ハ)-③

企業認定基準（前項(イ)、(ロ)、(ハ)）の具体的な適用関係は以下のような類型に分かれます。

